

第76回 鎌倉市緑政審議会 会議録（案）

日 時：令和3年3月23日（火） 10時00分～12時00分

場 所：鎌倉生涯学習センター4階第6集会室

出席委員：入江彰昭会長、押田佳子会長職務代理（オンライン出席）、岩田晴夫委員、佐藤雄基委員、
松行美帆子委員、植木陽子委員、田中美恵子委員、山内政敏委員

欠席委員：飯田晶子委員、上村真由子委員

事務局：吉田都市景観部長、古賀都市景観部次長、秋山みどり課長、後藤担当係長、菊地担当係
長、奥山都市景観課長、永井都市計画課長（まちづくり計画部次長）、森公園課長（都市
整備部次長）、林公園課課長補佐、高橋環境政策課長（環境部次長）

入江会長：第76回鎌倉市緑政審議会を開催いたします。はじめに、委員の出席について、事務局か
ら報告をお願いいたします。

秋山みどり課長：事務局を務めております、みどり課長の秋山です。よろしく申し上げます。まず、
事務局からのお願いとしまして、ご発言の際、マイクの使用に、ご協力をお願いいたしま
す。委員の皆様それぞれにマイクをご用意いたしましたので、そちらをご使用ください。
ご発言が終わりましたらマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。また、議事
録作成のため IC レコーダで録音させていただきますので、ご承知おきください。続きま
して、委員の出席について報告します。飯田委員、上村委員から欠席のご連絡が入ってお
り、押田会長職務代理がオンライン出席となっております。委員の過半数の出席がありま
すので、お手元にお配りしています鎌倉市緑政審議会規則第3条第2項の規定により、審
議会が成立していることを報告いたします。なお、お手元にお配りしています事務局名簿
の職員のほか、議事の関係上、環境部次長兼ねて環境政策課長の、高橋が出席しておりま
す。また、共創計画部次長兼ねて企画計画課長の、持田は欠席させていただいております。
そして、事務局として関係職員及び鎌倉市緑の基本計画改訂業務の受託者である一般社団
法人日本公園緑地協会がオンラインにて出席しております。

入江会長：それでは、次に、本日の次第と会議の公開の確認について、事務局から説明をお願いいた
します。

秋山みどり課長：お手元にお配りしている次第について、説明いたします。

最初に次第の1、審議事項として1件、次に、次第の2、報告事項として1件、最後に
次第の3、その他の報告等を予定しております。配付資料は、お手元にある資料1から2
です。

会議の公開については、「鎌倉市緑政審議会会議等の公開等に関する取扱要領」によっ
て定められており、「鎌倉市情報公開条例」第6条に規定する個人情報等に該当する事項
について審議等を行うとき、その他、会議を公開することによって、公正・円滑な審議等
が著しく阻害されるおそれがあるなど、会議の目的が達成されないと認められるときを除
いては公開するものとなっています。

非公開とする場合は、その理由を明らかにした上で、会長が議題ごとに決定するものと

し、また、会議中に非公開とする会議の範囲を変更する必要があると審議会が判断した場合はこれに従うものとしています。

後日掲載する会議録及び会議資料の公開範囲にも関係してまいりますので、このことを踏まえ、次第の内容と会議の公開についてご確認いただきますようお願いいたします。

入江会長：本日の次第及び会議の公開について、事務局から説明がありました。

「鎌倉市緑政審議会会議等の公開等に関する取扱要領」に基づき、会議は公開することといたしますが、非公開とする会議の範囲がございましたらご意見等をお願いいたします。

(全員了承)

入江会長：それでは、会議を公開とし、この次第に沿って審議を進めさせていただきます。続きまして、傍聴者の確認についてです。事務局お願いします。

秋山みどり課長：3月1日号の市の広報及びホームページに記事を掲載したところ、3名の申込がありました。本日1名辞退され、2名となっています。傍聴を許可してよろしいでしょうか。

また、記録用にモバイルパソコンの持ち込みを希望しています。持ち込みをお認めしてよろしいでしょうか。

(全員了承)

入江会長：ご異議がないようでしたら、傍聴者の入室及びモバイルパソコンの持ち込みを許可することとします。

(傍聴者2名入室)

入江会長：傍聴者の方は、私語、審議会等に対する発言、写真撮影や録音はお控えください。

また、その他お手元の注意事項についてご配慮ください。会議に支障があると判断した場合は退室をお願いすることもありますので、ご了承ください。

1 審議事項

(1) 前回審議会会議録の確認

入江会長：それでは、次第の1、審議事項(1)、前回審議会の会議録の確認について、事務局からお願いします。

秋山みどり課長：前回会議録につきましては、資料1をご覧ください。前回審議会終了後に、事務局から各委員に送付させていただき、ご確認をお願いいたしましたところ、岩田委員から、ご発言のあった箇所について文言修正のご指摘があり、ご指摘に沿って修正しております。内容のご確認をお願いいたします。

岩田委員：私は回答が遅れましたが、送られてきたものが修正されていないと思います。修正をお願いします。

秋山みどり課長：訂正させていただきます。

入江会長：前回の会議録につきまして、いかがでしょうか。

(意見なし)

入江会長：それでは、会議録を確認したことといたします。

2 報告事項

(1) 鎌倉市緑の基本計画の見直しについて

入江会長：それでは、報告事項(1)、「緑の基本計画の見直しについて」、事務局から報告をお願いします。

秋山みどり課長：「鎌倉市緑の基本計画の見直しについて」説明いたします。

前回の緑政審議会では、計画の前半部分をお示しし、ご意見をいただいたところです。一部のご意見を申し上げます。資料 2-1 をご覧ください。

番号 1、上村委員から、伐採した材の利活用についての記載のご提案があり、市の対応方針として、本日、報告するたたき台の第 3 や 4 章に反映しています。

このほか、表に記載のとおり、見直しに反映していきたいと考えています。

裏面をご覧ください。前回の審議会の終了後、下の表に記載しますとおり、岩田委員から、追加の意見をいただいています。こちらにつきましても、ご指摘に沿った修正を行いたい考えです。

続きまして、資料 2-2、2-3 をご覧ください。計画の「たたき台」です。資料 2-2 は前半部分で前回の審議会でのご意見の一部について、反映しています。

資料 2-3 は後半部分で、初めてお出しする内容です。本日は、主に、この部分についてご意見をいただきたいと考えています。

まず、前半部分も含めまして、計画全体の構成について説明します。

資料 2-2、頁は A3 見開きの 12 から 13 頁、計画の構成をご覧ください。

まず始めに、「序章」は、計画の概要を、計画の位置づけ、策定の経過、社会状況の変化、改定の趣旨、フレームなどを記載しています。

続く第 I 編は、前回の審議会で報告した部分になります。

1 章は都市特性と緑の現況としまして、都市特性や緑の基本情報などのほか、緑の有する機能と機能別に見た緑の現況を「歴史文化を守る緑」「安全安心をもたらす緑」など、7 つに分け、示しています。また、緑の保全評価と課題を記載しています。

次に、2 章は、めざす緑の方向性として、基本理念やグリーンインフラの考え方、将来都市像を記載しています。

次に、3 章は、緑の将来都市像実現のための方針・施策として、「歴史文化を守る緑」など 7 つの機能別の方針、「保全」「整備」「緑化」「連携」の 4 つの施策について記載しています。

続きまして、第 II 編は「緑の将来都市像実現のための取組」としまして、本日、主に意見をお伺いしたい、後半の部分です。

4 章では、計画の実現に向けた施策の方針と取組とし、グリーン・マネジメントやリー

ディング・プロジェクト、「保全」「整備」「緑化」「連携」の4つの施策についての具体的な制度・事業を記載しています。

5章では特定地区の保全・整備・緑化の方針としまして、都市計画等に定める区域「歴史的風土特別保存地区」、「近郊緑地特別保全地区」など、及び、緑の基本計画で設定する区域「保全配慮地区」「緑化重点地区」についての方針を記載しています。

6章は、地域別方針となります、流域別の方針を記載しています。構成についての説明は以上です。

続きまして、資料2-3をご覧ください。1頁めくりまして、105頁から、グリーン・マネジメントとリーディング・プロジェクトについて説明します。

本市は、平成18年の計画改訂時からグリーン・マネジメントの考え方を示し、これに沿って様々な取組を進めてきました。

緑の環境をより良い方向に改善していくための、PDCAサイクルの考え方を取り入れたこのグリーン・マネジメントは、平成8年の当初策定時から、基本的な考え方を変えずに実践してきたものです。

PDCAサイクルをベースに、緑に関連する様々な施策が互いに関連し合いながら、市民・事業者・行政など多様な主体が連携し、緑の将来都市像の実現に向けた取組を推進するものです。

106頁、上の四角の中をごらんください。グリーン・マネジメント実践の考え方を記載しています。「全ての緑の対象化」「全ての緑を鎌倉の資産としてとらえる」「透明性の確保」「明確な目標設定と事業管理」とし、現在の計画から基本的な内容は変えていませんが、分かりやすい表現に改めています。

資料2-4をご覧ください。今回、見直しを行うにあたり、現在の計画に位置付けている施策について、取組の進捗・成果と、課題、評価をまとめたものです。

「緑地の保全」、「都市公園等の整備」、「緑化の推進」、「市民や民間との連携」の4つの施策の柱ごとに評価し、「評価A」は「概ね計画に沿った成果が得られた」、「評価B」は「計画に対して一定の成果があった」、「評価C」は「成果が不十分であった」の三段階としています。

1頁、(1)緑地の保全につきましては、近郊緑地特別保全地区及び特別緑地保全地区の指定、市民緑地契約制度の活用など、成果が得られたことから、評価Aとしています。

課題としては、「緑地の維持管理」「厳しい財政状況を踏まえた施策の検討」などとしています。

3頁では「都市公園等の整備」、4頁「緑化の推進」、5頁「連携の推進」について、同様に評価しています。

それぞれの詳細は割愛しますが、「都市公園等の整備」は評価A、「緑化の推進」と「連携の推進」は評価Bとしています。評価の説明について6頁に記載しています。

続きまして、資料2-3に戻りまして、108頁をご覧ください。リーディング・プロジェクトについて説明します。

リーディング・プロジェクトは、特に重要と考える施策について位置付けるものです。今回の見直しにあたり、「緑地の質の向上」「緑のネットワークの形成」「共生の実現」

の3点をテーマとしたいと考えています。

まず、「(1)緑の質の向上」は、目的を「緑地の安全安心機能を高める」「環境負荷の低減」などとしています。

取組の方針は、「ア 土地所有者の維持管理支援の強化」、109 頁に移りまして「イ 間伐などの積極的な手入れによる緑の機能の向上」、110 頁に移りまして「ウ 広域的な視点に立った多様な主体との連携による緑の適正管理に向けた体制づくり」、111 頁に移りまして「エ 質の高い緑地空間の創造」としています。

次に、112 頁に移りまして「緑のネットワークの形成」では、目的を「緑とオープンスペースの整備・創造による多面的な機能を有するネットワークの形成」とし、取組の方針は、「ア 保全すべき緑地の確保、都市公園等の整備」「イ 多様な主体との連携による身近な緑の保全及び緑化」としています。

次に、114 頁に移りまして、「共生の実現」では、目的を「人材育成や連携の仕組みの充実」「オープンスペースの有効活用、多様な交流ふれあい活動の場を整える」などとし、取組の方針を「ア 緑地の維持管理の担い手の育成」「イ 緑とオープンスペースの積極的活用、企業参加の促進」としています。

116 頁の 4-3 計画指標では、それぞれのリーディング・プロジェクトの達成状況を図る指標を設定しており、年度ごとの推移をとりまとめ、グリーン・マネジメントに反映することを考えています。

119 頁からの、具体的な制度・事業の内容や、特定地区の見直しなどについては、担当係長が説明します。

後藤みどり担当係長：続きまして、「4-4 施策と制度・事業の体系」について説明します。着席して説明いたします。

119 頁、「4つの施策の柱」では、緑の将来都市像に向けた施策は、四角の中の①から④まで「緑地の保全」「都市公園等の整備」「緑化の推進」「連携の推進」の4つとしています。

120 頁では、体系を図示しています。第 I 章では「歴史文化を守る緑」などの7つの機能別に方針を掲げましたが、実際の取組は4つの施策の柱を基本とし、制度・事業として、「緑地保全に係る法制度の指定」「法制度に基づく契約・協定等」などを進めていく考えです。

122 頁からは、具体的な制度・事業を一覧にしており、次の頁から内容の説明です。代表的なものをいくつか説明します。

129 頁をご覧ください。「市独自の緑地保全等に係る制度」として、「保存樹木等、緑地保全契約」など、私有緑地の維持管理支援について記載しています。

方針として、「効果的な制度運用を図るため、現行制度の再構築を検討します」とし、再構築の例を図示しています。

142 頁をご覧ください。「緑化推進団体の育成と連携」として、「トラスト運動との連携」や「緑のレンジャー」「公園愛護会」などを記載しています。

146、147 頁をご覧ください。指定目標等の数値について、計画策定時、計画改定時、中間年次、目標年次、将来都市像に分けて記載しています。

148 頁は緑地指定等方針図です。

続きまして、第5章「特定地区の保全・整備・緑化の方針」について説明します。

本章では、都市計画等に定める地域制緑地や公園、及び、緑の基本計画で定める区域を位置付けるものです。

たたき台と共に、資料2-5を用いて、今回の見直し内容の主な項目を説明します。

資料2-5 1頁上から3点目、特別緑地保全地区について、

たたき台は167頁をご覧ください。等覚寺地区を例として説明します。表をご覧くださいとありますとおり、地区ごとに、地区名や指定の理由、保全の方針などについて記載しているところです。

まずは、区域についての変更は、平成23年以降の、都市計画決定を反映します。等覚寺地区、梶原五丁目地区、上町屋地区の3か所です。

また、等覚寺地区、上町屋地区の一部について、資料2-5の中段の図をご覧ください。

灰色が現在の候補地で、その一部を都市計画決定したのが網掛けの区域です。候補地が一部残っています。残った候補地については、土地利用が進んでいることや境内地となっていることなどから、候補地の位置付けを廃止したいと考えています。

たたき台に戻りまして、次に、表の変更ですが、下に維持管理の目標(例)の欄を新たに設け、保全の方針に沿った維持管理の参考とできるようにしたいと考えています。

続きまして、たたき台は176頁、資料2-5は2頁、都市公園等をご覧ください。

まず、候補地ですが、資料2-5の右に、現行の基本計画を抜粋していますが、③明月荘公園は、明月荘の消失により県の公園整備の方針が無いため、候補地の位置付けを廃止したいと考えています。

また、市民意見募集の結果を11月に報告していますが、「玉縄城址を『歴史公園』にすること」との意見がありました。庁内の意見を聴きながら検討しましたが、玉縄城址周辺は、現在、すでに市民緑地契約を締結しており、これを継続することで公園的な利活用が可能であること、当該地の県史跡指定の進捗状況、及び社会基盤施設マネジメント計画との整合性を踏まえ、新たに公園候補地とする変更は行わないこととしたいと考えています。

続いて、たたき台181頁をご覧ください。

鎌倉海浜公園を例として説明します。表をご覧くださいとありますとおり、公園ごとに、名称や都市計画決定の理由などについて記載しているところです。

まずは、区域についての変更は、鎌倉海浜公園や鎌倉中央公園など、8か所について、都市計画決定や供用開始を反映します。

次に、表の変更ですが、下に整備の方針、維持管理の方針を新たに追加し、各公園の特色に応じた内容を記載したいと考えています。

続きまして、保全配慮地区について、たたき台は194,195頁をご覧ください。

保全配慮地区は、都市緑地法により緑の基本計画に位置付けることを規定しているもので、「重点的に緑地の保全に配慮を加える」施策を展開していくものです。

この地区で実施する保全施策は、「市民緑地契約の締結」のほか、たたき台に記載のとおりです。

資料2-5、3頁の図をご覧ください。灰色が風致地区で、網掛けをしているのが、平成

23年度版の保全配慮地区です。

今回の見直しでは、風致地区と重複する部分は、一定の保全施策が進んでいるという考えにより、保全配慮地区から除きたい考えです。

続きまして、緑化重点地区について、たたき台は196頁をご覧ください。

緑化重点地区は、都市緑地法により緑の基本計画に位置付けることを規定しているもので、「重点的に緑化の推進に配慮を加える」施策を展開していくものです。

現在の計画では、鎌倉、大船、深沢の三拠点に限定していましたが、今回の見直しで市街化区域全域へ拡大したいと考えています。

この地区で実施する緑化の施策は、「まち並みのみどりの奨励事業」のほか、たたき台に記載のとおりです。

続きまして、たたき台の202頁をご覧ください。流域別の方針について説明します。

本計画では、前回の改定版から、地域別の方針を流域の概念を基に作成しており、今回の見直しでもこの考えを継続します。

流域は、大地の水循環の基本となる空間であり、地域の自然生態系や景観をつくり、市民の日常生活圏を緩やかに形作っています。この流域ごとに、6地区を設定しています。

204頁をご覧ください。流域別方針の記載内容について、滑川流域を例として説明します。

(1)流域の特性は、地形や土地利用などについての説明です。

(2)緑の現状は、「歴史的風土を構成する緑地」といった特色や公園整備の状況などを記載しています。

206頁をご覧ください。方針と取組では、方針を「古都の歴史的風土と山一川一海をつなぐ自然環境が、流域全体で感じられる緑の環境をつくります」とし、計画推進に向けた取組を、「歴史文化を守る緑」などの緑の機能ごとにまとめています。

208頁をご覧ください。主な取組の区分では、取り組む主体別に、行政が主体となる取組、市民等との連携による取組ごとに、主な制度・事業をまとめています。

最後に、本日は資料の用意はありませんが、用語集などの資料編を追加する予定としています。たたき台の説明は以上です。

本日は、主に、資料2-3についてご意見をいただきたいと考えています。

続きまして、今後のスケジュールについては、たたき台についての本日のご意見を反映した上で、令和3年7月頃に開催を予定する審議会にて、全体の素案をお示ししたいと考えています。その後、パブリックコメントの実施を踏まえて案を作成、緑政審議会への諮問・答申を経て、令和3年度内の確定を目指していきたいと考えています。

説明は以上です。

入江会長：ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして概ね90分程度、ご意見、ご質問をお伺いしたいと思います。事前に皆様のお手元に配布されている緑の基本計画の見直しであります。ご意見いただければと思います。宜しくお願い致します。押田委員、よろしく申し上げます。

押田委員：2編の107頁、新しい、図4-1 グリーン・マネジメント実践の考え方の、構造図が真ん中にPDCAが書いてあって、これをとり巻くようにいろいろ書かれているのですが、正直、

ちょっとわかりにくいという印象です。結局、それぞれの段階にかかっているという認識でよいのですか。

秋山みどり課長：ご指摘のとおり、それぞれの段階で考慮されるものとなっています。それぞれに全てがかかるかは分かりませんが、新たにチェックをした後に、アクションとしてプランに落とし込む中に考慮する事項や、事業として緑地を保全していく中で、今まであった考え方を4つの大きな丸で表しているのですが、全ての緑が鎌倉市の資産として捉えるなど、重要な考え方を持って、様々な施策をやっていくということにしています。

押田委員：これは、図で描くのが良い方法なのか、疑問に思うところがあります。というのは、表4-2の、PDCAサイクルの各段階、Plan、Do、Check、Actionのなかでどういうところを計画の中に取り組みでいって、対応するのがわかります。加えて、117、118頁の図と関連するのですが、グリーン・マネジメントの実践の横長のこちらの資料があります。この段階で、それぞれの所でのPDCAサイクルが成立しているというのがわかる、ちょっと直していただきたい所はあるのですが、概ね、こちらの図で理解できるので、あえてここで、PDCAの、特に一番ややこしくしているのが、それぞれの関連する項目の中に、さらにクルクル回っているのが、結局何なのかが分からない。もっと言えば、それぞれの段階で、PDCAをちゃんと取り組みますと書いておいた方が、まだ分かるのではないかと思いました。特に、図を使うということは、本来、分かりやすさというものを示すべきところですので、ご検討いただきたいと思います。それと、もう一つ。これと関連して、117、118頁の、「鎌倉市のみどり(全事業を対象)」との記載の横の所に並べているものがあります。これは無くとも良いのではないかと思います。すいません、私の理解が乏しい可能性がありますので、ご説明いただけると助かります。

入江会長：押田委員、ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

秋山みどり課長：107頁の図につきましては、106頁に箇条書きしたものを丸の中に入れて書いたものです。無くとも分かるものと思います。PDCAサイクルの中のものではなく、考え方を示したもので、それは無くとも分かると思います。図の掲載について、我々の方でも検討したいと思います。実際は、アクションプランを含めて、5年ごとに、年度の予算と到達目標を踏まえたアクションプランを5年ごとにやって、計20年やっていく。「鎌倉市のみどり」は、これまでもずっと継続して作成してきたものですが、一年ごとの実績から、課題を抽出して、次の年の予算等に反映させて、施策を検討していくという、一年ごとのPDCAサイクルがこれまでもあったものです。それを図4-7に載せていましたので、実施していく中で、このような構造であるということを説明しているものです。記載の仕方は検討していきたいと思います。

岩田委員：現行の緑の基本計画の99頁に、PDCAサイクルの図の記載があります。これは、確か、策定する時にかなり色々な議論があって、この形になったと思います。PDCAサイクルのイメージと、緑の基本計画をより具体的に実施するにはどうするか、そのイメージを共有しようということ、かなり工夫して作ったものだと思います。今回、素案ですが、出てきたものを見ると、全くその意思が感じられないので、改善しているとは思えないので、そのままの元のイメージ図を載せた方がいいと思います。まず、今回、改定するので、PDCAサイクルがこれまで機能していたのかどうか、特に、PDCAサイクルの中で一番危惧してい

たのが、チェックの部分が具体的にどのような機能を担保されていて、どのような過程でこの流れになってきているのか、まず自己評価が無いと、悩むのではないかという気がするのですが。そのところについて、事務局はいかがですか。

秋山みどり課長:前回の緑の基本計画の99頁の図というのは、今回のたたき台の105頁のグリーン・マネジメントのあゆみという表で、「主体」というのが、最初行政だけであったところが、市民との連携や企業など、徐々に増えてきたということも含めて表しています。このグリーン・マネジメントのあゆみが重要なものではないかと考えています。今回、それに新しい考え方、当然、時代が変わっているので、データの活用や業務継続性など、当たり前のものなので、ことさら書く必要もないと思いました。確かに、4つの考え方はとても重要であるため、それを書いておく必要があると思います。そこについては、又、検討していきたいと考えています。それから、「これまでPDCAサイクルが機能してきたか」については、「鎌倉市のみどり」を毎年作っていく中で実施してきましたが、今回、資料2-4でまとめたところです。その中で、実績を検討し評価A~Cとしています。本当はもっと改定作業の前段階に出すべきだったのですが、それそのものを基本計画に載せるかどうかということも、検討してきたということもありまして、資料2-4としてたたき台とは別に出しているところです。これを踏まえて、振り返りということは、一度ここでして、「鎌倉市のみどり」をまとめる中でも、毎年、課題を抽出して次の年の施策に生かすという作業を行ってきたということです。

岩田委員:今のことに関連して、まず、チェックの部分を私がしつこく聞いたのは、実は、前回の改訂の時に積み残しがあるという話を以前したと思うのですが、その中で、「緑の質」という表現を言ったのですが、時間の関係で、緑の質と保全を担保するにはどのようにしたらいいかという点で、具体策があまり論じることができなかった。このため、今回はペンディングになっているこれを、ある程度見通しをつけないといけないのではないか、ということ念頭に置いています。そのようなことを考えていくと、108頁のところではリーディング・プロジェクトが出てきますが、これが、まず、我々がイメージした「緑の質」と、かなり違う形で表現されています。まず、なぜ「緑の質」を入れたかということ、維持管理の手法、あるいは方向性によって、せつかく保全を担保できた緑地の生物多様性などが、どうしても維持できなくなってきたのではないかという危惧が、一部ではあったので、わざわざ入れることとなりました。そのような意味からしても、109頁の下から3行目の所に、いわゆる生物多様性の保全と、細かい字で出ていますが、本来、まず、最初に生物多様性の保全を考える。それから、緑の質の向上や保全がなぜ必要かということ、多額の予算を投資して保全を図っているので、市民の共有財産である緑を、価値を目減りさせてはいけなく、それは当然やらなくてはならない。われわれの義務だと思います。そのような意味で緑の質の向上、より向上させることが、緑の質を、価値を高めることになりまますので、そのようなことも考えて、その上でその結果として、安全安心な環境づくりとかを連携していくのだと思います。そのようなことができていなかったから、どうしても予算的なことと、量的な保全、緑の保全ということに重点が行って行っていたので、保全を担保することだけに行っていましたので、維持管理ができていなかった。このため、最近、保全が担保されてきたため、もう、予算がなかなかとりにくくなって、一概にはできなく

なっているのが現状じゃないかと思います。そのような意味でも、今回の改定は、たまたま台風の被害があって、皆さんの緑に対する目がまた変わってきましたので、これをきっかけにして「緑の質」とは何なのか、鎌倉市としてどのような方向で緑の質や保全を担保するのか、どのような手法があるのか。そのことも含めて、チェックとは一番に重要になっていますので、質を向上するとか維持管理するとか、一番難しいのです。例えば、民間で、工場などの施設を管理する場合に、売り上げだけ上げるのは簡単です。質をいかに向上するかについては、大変な苦労があります。そのようなところで、鎌倉は独自でどのような手法を考えていくのか、ということが、まず、今回ある程度出てこない、なかなか緑の質の向上は担保できないと思います。よろしくお願ひいたします。

入江会長：岩田委員、ご意見ありがとうございます。ご指摘の108頁、109頁、110頁に関しての、緑の質の向上ということに対してのご指摘でした。災害に強いまちづくりということだけではなくて、生態系サービスや生態系の保全といったことの緑の質も相まって、安心安全につながるのではないかとご指摘だったようです。事務局、いかがですか。

秋山みどり課長：質の向上を目指すにあたっては、基本計画の前半部分でも、7つの機能、これを全て維持管理によって質を上げていく部分があるので、本当に書くとしたら7つ全て書くということになりますが、まず、市として令和元年の台風に加えて、災害に強い安全なまちづくりと、近年の環境問題が大変重要なものとなっています。そこは市として重点的に捉えている所ですので、リーディング・プロジェクトの中でも最重要項目としているところです。それを実現するには、保全した緑地を持っている方を支援していかなくてはいけないということが重要であります。共生という形で、あらゆる緑のある生活の中で、人々が、市民の方が生活できるように、支援、あらゆる支援をしていくという形で、リーディング・プロジェクトに記載しています。生物多様性も、前半の方針の部分、資料2-2の前半部分で書いており、そこを少なくするという考えは無いです。グリーンインフラの考えの中で、共生というところで、緑を町中に多く配置して、それを良好に維持管理し、共生を実現していくという中で、それを実現していくには維持管理支援策の強化をしていく。これは、実態的な所で、方針とは異なる所で書いています。今後、アドバイスを頂きながら、まだ重点としては記載がもう少しできるのではないかと、私共も思っていますので、ここはもう少し強化していきたいと思ひます。

植木委員：今の「緑の質」に関する所で、私も色々感じていたのですが、「緑の質」「質の高い」という言葉がよく出てくるのですが、何をもって、「良い質」としているのか、読んでいくうちに分からなくなってきました。なぜかという、112頁の目的の二つめの丸、「民有地の緑化・緑地保全の取り組み」とあり、下の方のイの三つめの丸の「市民と共に質の高い緑化を推進し」とあり、その前のイの最初では「緑地保全」といった言葉がある。緑地の保全と市街地の緑化の話とが、皆一緒に書かれているのですが、「緑の質」を考えた時に、市街地の緑と緑地の緑とは全く違うものだと思うのです。このように並べて書かれている中で「緑の質」のことを考えると、「何が良い質なんですか」と混乱していかないか、という印象がすごくあるので、何か、もう少し書き方を、工夫をしていただけないかと思ひます。すいません、うまく表現できないのですが、とてもその部分が気になりました。「質が高い」とはどのような意味なのでしょう。その「質」というのは場所によって違

うはずなのに、なんとなく一緒に書かれてしまっているところに、とても違和感がありました。

岩田委員：今の意見に関連して、具体的な話をしなくてはいけないと事務局も分かりにくいと思うので、簡単な例を出します。例えば124頁、従来のものを書き換えたような形になっているのですが、例えば近郊緑地の所で、方針の一番下の行、よくこのような表現をされていますが、「適切な維持管理」とあります。この「適切な」ということについて、具体的な解説というのは、どこにも多分出てきていないと思うのです。今回の改定では、そのような所をもう少し具体的にしておかないと、緑の質の向上につながっていかないと思うのです。もう一つ具体的な例を出すと、例えば、先ほど事務局が具体的な例として出された167頁の等覚寺特別緑地保全地区については、このフォーマットを見ても、指定の理由はちゃんと書いてあるのです。それから保全の方針が書いてある。でも、一番肝心なことは抜けている。まず現状が把握されていない。それから、その分析・評価がされていない。それがあって初めて保全の方針が決まってくるのです。まずフォーマットが間違っている。そのように思います。一方で、良くできているのは、例えば6章の流域別の方で、こちらは前回の改訂でかなり議論して、石川先生が中心となってやってくださったところがあるのですが、きちんと現状の現況が書いてあって、まず特性が書いてあって現況が書いてある。きちっとフォーマットになっている。その辺のフォーマットをまず統一してもらって、抜けの無いような形にする。それから、全体の現況から始まって、共通認識を持って前へ進めるような形を担保していくのがいいかと思います。いかがでしょうか。

入江会長：植木委員、岩田委員、ありがとうございます。まず、「質の向上」「緑の質」とはどのようなものなのか、ということに関連して、具体例を岩田委員からご指摘をお示しいただきました。事務局、いかがでしょうか。

秋山みどり課長：それぞれの「適切な維持管理」というのは、目指す緑の方向性や基本理念に基づいて、今までもやってきたところですが。植木委員がおっしゃるように、皆に理解がされないと、新しい計画ももたないないので、そこは書き方を分かりやすいようにしたいと思います。また、適切な管理、例えば、岩田委員がご指摘された所の近郊緑地特別保全地区の適切な管理というのは、資料2-3のたたき台の156頁、維持管理の方針という所で、円海山・北鎌倉近郊緑地保全計画というものがあり、我々はそれに基づいてやっています。今、具体的に、どういった風にやっていますと答えられないのですが、このようなものが基本的な適切な維持管理に向けた計画なのだと思います。委員がおっしゃるように、「質が良い」というのが、どのようなことなのか、それぞれ違うと思います。7つの機能のどの機能が、この緑地には働いていて重要なのかというのはそれぞれ違うと思います。所有者がどのように維持管理をしたいと思っているのか、ご意向などもあり、それぞれ皆さん違うと思われるので、それに対して施策として支援していくという形がまず一つ。前回の緑政審議会の中で、実現に向けた方針の中で生物多様性の取組方針というものを見ていただいたのですが、景観であったり生物多様性の保全であったり、そういった目標別にこういった維持管理手法をやっていきます、そのための体制は行政と連携してやりましょう、という仕組み作りをお示ししまして、今後、それに沿っていければ良いと思っています。個別のご指摘については、分かりやすいように相談させていただければと思います。

岩田委員：私ばかりで申し訳ありません。具体的にどのように進めたらいいか、いくつかアイデアを示した方が、事務局も楽かと思えます。例えば、前回も少しお話して、メールでもやりとりしたのですが、草刈り一つ取っても、どのように草を刈るか、かなり配慮が必要になる場合が多いです。そのようなことを全く分かっていない人が、ダーっと機械的に刈ってしまう場合が非常に多く、それがかなり生物多様性の保全には配慮が欠けているのではないかと。そのような場合がほとんどです。それをいかにするのか、これは、かなり作業者のレベルを上げないといけないということもありますし、まず、マニュアルの作成が当然必要となります。それから、まず自己評価を、現場で自己評価ができなければ意味が無いので、チェックリストを準備しなくてはならない。そのようなことを、当然準備しなくてはならないのです。例えば、民間の会社だったならば、そのようなチェックリストは最初で作るのです。ところが、そのようなものはこれまで全くできていない。あるとしたら、私が以前公園協会から依頼をされて、少し指導して作ったものくらいしか無いのです。まず、そのようなもの、見える方向で作成することが、まず前進になります。そのようなものを検討していただく。それから、例えば、生物多様性を数値化することはかなり難しいのですが、生物多様性自体の定義をもう一度見直した方が良いと、この前お話をしたのですが、鎌倉独自の生物多様性の保全ということ、もう一度位置付けをし直したほうが良いと思います。その中で、例えば公的に裏付けがあるものとしては、鎌倉市は全国に先駆けて、特定外来生物に指定されているタイワンリスの防除実施計画を策定しています。その時、私は副会長だったので、直接かかわっているのです。あるいは、アライグマもそうです。今日はたぶん出席されていないと思うのですが、鎌倉市では環境保全課が担当されています。そのような防除実施の実績は一度もここに出てきたことが無い。そのような間接的で、直接的ではなく関わってきている部分があちこちにありますので、そのような、基本計画の中に入れろということではないのですが、付随する資料集として、そのようなものを、少なくとも審議会には出てこなくてはまずいのではないかと。そうしないと、私は知っているから良いのですが、他の委員は全く見たこともない資料が沢山あります。まず、そのような所から整備していただいて、新しい改定、見直しをしていただけたら良いのではないかと思います。視野がだいぶ違ってきます。

入江会長：岩田委員、ありがとうございます。今、植木委員と岩田委員からご指摘いただいた、「緑の質の向上」ということに関しては、今現在、管理計画のガイドラインを副読本的に作っている、策定しようとしているということもあるかと思います。そのあたりの文言が、この108頁、109、110頁に、そちらを参考にできるように記載がある。一方で、ご指摘いただきましたが、表裏一体かとも思うのですが、安心安全と生物多様性の保全。生物多様性の保全を目的としなくとも、適正な管理を防災や減災を仮に目的とした場合でも、適正な管理としてそれが生態系サービスや生物多様性の保全に繋がっていくのではないかと。そこは、一体的な整備なのかと思われ。そのことが、108頁、109頁、もちろん「生物多様性の保全を始め」という文言も、108頁の緑の質の向上という、3～4行目に書かれているのですが、1)の目的の所を見ますと、やはり、安心安全や二酸化炭素の吸収ということが強く表に出されてしまっていると思います。もちろんこちらは大事だということがあるかもしれませんが、一方で、SDGsの15番目の項目にもありますように、陸の多様性

は生物多様性の保全を図ることによって、一方では安心安全につながるということもあるでしょう。この109頁、110頁に、今、表の7-3で、二酸化炭素の固定・吸収に関する一覧が表としてこのような形で参考に載っているかと思いますが、場合によっては環境省やあるいは里山保全との管理のガイドラインもあるかと思いますが、そういった所の資料を何かしら提示するとか、何か、書き方が、確かに岩田委員や植木委員がご指摘のようにあるのかと。今、ご意見を伺って感じたところでもあります。もし、見直しができるようであれば、そのあたりも考えていきたいと思いました。事務局いかがでしょうか。

秋山みどり課長：リーディング・プロジェクトにつきましては、今、頂いたご意見を参考に、もっと強化して、具体的にしなくてはいけないですし、安全安心と環境の部分もあるのですが、他の大事な部分もしっかり書き込めるようにしたいと考えています。また、先ほども環境の部分に動物やそういったところも、緑の基本計画見直しの基本方針の中で、施策間連携ということで、本来もっと健康作りとかそういった所も検討していくという方針にしています。リスとかの話も、もっと色々な施策間連携というのを、引き続き書けるようにしていきたいと思っています。

松行委員：このグリーン・マネジメントの所を見ますと、非常に分かりづらいというのが正直なところですが、どうしてこんなに分かりづらいのかと思ったのですが、一つには、システム化されていないことがその原因なんだと思います。システム化というのはどのようなことかという、この109頁の図4-3土地所有者支援の仕組とありますが、これはいわゆる民有地の緑の質の保全であると思うのですが、それを、それぞれのステークホルダーがどのような役割をしながら、実現していくのかということを表しています。これは正にシステムだと思えます。他の所はこれを見ると、役所ができること、役所だけができることというのはほぼなくて、色々なステークホルダーがそれぞれ役割を持って、それぞれやっていたらいい、という状況なのです。私は、このグリーン・マネジメントは、是非システム化していったら良いのではないかと思います。具体的にはそれぞれのテーマに対して、どういったステークホルダーが、どういった役割を果たしていくのかということです。それで、このPDCAサイクルに関しても、リーディング・プロジェクトごとにチェックするというのですが、どちらかというそれぞれのシステムに対してチェックをしていく必要があると思いました。先ほどのボランティアの方が生態系をかえって破壊してしまうということも、システムが見えればどこがボトルネックになっているのかが分かると思うのです。そうすると、そのために何をすれば良いのかということが、チェックができると思います。このため、これを完全にシステム化することは、多分、ここの柱の緑地の質の向上と、緑のネットワークの形成と共生の実現という、3つのテーマが、多分、壊れていくと、一から作り直さなくてはいけないと思いますので、そこまでは求めないですが、是非、それぞれについて、それぞれのトピックについて、この図の4-3のように、どこが何をすべきなのか、ということが分かる、システム化をお願いしたいと思います。

入江会長：松行委員、ご意見ありがとうございます。先ほど、押田委員からも図4-1が少し分かりづらいという話と、岩田委員からも何点かご指摘をいただきました。松行委員からはシステム化してはどうかというお話がありました。私自身が図を見た最初の感想としては、これが鎌倉市版になかなか落とし込めていないところかと思っています。今、松行委員ご

指摘のように、どのように企業が関わるのか、市民が関わるのかと、その辺りがもう少し具体化しないと、見えてこないという印象でした。事務局、いかがでしょうか。

秋山みどり課長：図4-1と4-3は、図化することが大変難しく、色々やりながら考えてはいるのですが、土地所有者支援の図4-3については、今やっていることが明確に分かりやすいので示しているところがあります。PDCAサイクルよりは、ある程度、仕組として書けていると思います。これについては、緑のネットワークの形成やリーディング・プロジェクトの中での誰がどのような役割をするかということが、図式化しやすいのだと思います。そこはやっていきたいと思います。

岩田委員：PDCAサイクルについて、現行の基本計画の99頁に戻りますが、これはすごく工夫して書いた、良い絵だと私は思っています。まず、PDCAは回るのが当たり前のことであって、その方向性が問題です。これを明確にしようということがあります。向上させる方向ということで、上向きの矢印になっています。その時にそれぞれの緑の基本計画の改訂と併記して、今どのような方向に、どのような位置にあるかということが分かりやすいように書かれています。すごく良い絵だと私は思います。例えば、今のたたき台の107頁を見ると、先ほど私はチェックの話をしたのですが、この中を見ても、いまだにチェックシステムというのが具体的に十分ではないと思います。例えば、表の2の所にチェックと書いてある、5年ごとに緑政審議会に報告するとか、毎年の鎌倉市のみどりで報告するとありますが、これは方向性が間違っていないか、最終的なチェックであって、そうではなく、現行の普段の維持管理などの部分からチェックが図られていないと、細かな緑の質の保全是担保されるとは限らないのです。この場合出てくるものとは、大雑把なものしか出てこないのですが、実際に現場に行ってみるとひどい目に合っていることが非常に多いのです。例えば、草刈りの仕方が悪くて、外来種がどんどんはびこるとか、在来種がどんどん滅亡するとか。鎌倉にはイシガメという在来種のカメがいたのですが、それはもう市内には10匹もいないです。そのような種が沢山あるのです。そのようなレベルが、まず、役所の中で、チェック機能というのがどのように担保するのか、少し見えてくると、大きな改善になるのではないかと思います。例えば110頁の所もそうなのですが、これはよく見られる温暖化対策のマニュアルによく出てくる表が出てきますが、なぜか二酸化炭素ばかり扱うのです。私は環境保全の方の委員もやっているのですが、よく言うのですが、二酸化炭素よりもけた違いに温室化に影響のあるメタンガスに対して、何もしていないのです。フロンガスもそうです。フロンに対して規制しているからいいと。例えば、緑の基本計画に関わってくるものとしては、このメタンの方がはるかに効いてきます。二酸化炭素は水に溶けやすいので、吸収されやすいということがありますが、メタンガスは発生すると、完全に大気中に放散されてしまいます。そのメタンはどこから出てくるかというと、ため池やため池に続く湿地、荒廃した湿地、これらの維持管理が悪ければ、どんどんメタンガスが出てきます。それから、中途半端に維持管理をして、人が出入りするだけで、人が一足踏み込むだけでメタンガスがダーっとでてしまう。そのようなことを改善しながら、しかも、質の向上を図ろうとする、そういった姿勢は鎌倉市として重要になってくると思います。環境省がやらないからやらないではなく、鎌倉市独自で鎌倉の緑の質を向上させるということを含めて、メタンガスの抑制をするとか、嫌気性の状態であれば硫化水素も当然ここに出てきますの

で、硫化水素の抑制とか、そういったことも念頭に置いて、維持管理のマニュアルを作るなど、何か形が見えてくると良いと思います。

入江会長：岩田委員、ありがとうございました。今のご意見に対して、事務局、何かありますか。

秋山みどり課長：私たちの知識の中では、メタンガスのことまで詳しく分らなかったものです。

今回、環境部と相談しながら、事務局としては、例えば SDGs の実現や二酸化炭素の吸収固定など、市民の方と共に努力を重ねた結果が、どのような数値になって表れてどのような貢献しているのか、なんとか表したいとの考えがありました。実際、このようなことが県に報告され、国にも集計されるようなものを採用したいとの考えがあり、二酸化炭素の量を入れているところです。それに加えて、個々に努力をしながらも目標数値があまり無く、それが何かに役に立ったのかははっきりしなくとも、我々皆が頑張っていこうという、それぞれが SDGs であったり、メタンガスについても我々の努力の中で向上して、それがしっかり表せるものであれば、是非記載していきたいと思います。

入江会長：ご指摘の図 4-1 の見せ方が、そして 107 頁の表 4-2 の取扱いが、今、大きな話に膨らんでいっているのかと思います。ここと、111 頁に SDGs との関連性ということで出てくるのですが、これも、前回、植木委員からも話があったように、その点もあって冒頭の 8 頁には、SDGs のウェディングケーキが表示されているわけです。何か、その関連が、このグリーン・マネジメントの実践と、もし SDGs の話を最後の 111 頁にこのように関連性を持って載せるのであれば、何か、こう図 4-1 と上手に絡まないのかという気がしています。というのも、今、岩田委員から話がありましたが、すでに鎌倉は多くの緑を保全してきたということで、緑の質が大事だということは前回の緑の基本計画の見直しの時にも言われてきたことです。そういった中で、環境がベースとなって、既に緑の環境は基盤として整っている、担保されている。その担保された緑をどう社会や経済で動かしていくのかということなのかと思います。そこに、どうやって人の暮らしを、生活環境がフィットしてくるのかという所が、上手にグリーン・マネジメントの実践の考え方とリンクしてくると、もう少し分かりやすく表現できるのかと。松行委員が言われていた、ステークホルダーがどのように関わってくるのかということかと思いますが、それが、皆で、パートナーシップでやっていくのかということに繋がってくるのであれば、何かしらそんな書き方が上手に表現できないかと思った次第です。その辺り、もう少し今後も考えていければと思いました。植木委員、お願いします。

植木委員：今、SDGs のお話が出たので、ちょっと言いたいのですが、この 111 頁、113 頁 115 頁と、SDGs のアイコンの脇に「緑の施策による効果」という項目が入っていて、それぞれ一つずつ文言が変わってはいるのですが、SDGs のゴールそのものが全世界的なものなので、鎌倉市に落とし込むこと自体はもちろん悪いことではないと思いますし、そうするべきところもあります。しかし「緑の施策による効果」の内容が、若干、そもそもの SDGs のゴールとターゲットの内容と合ってますか、というような文言ではなかろうかという感じがしてしまいます。特に 3 番、4 番が一番気になります。それでも 3 番は健康ということでいいとしても、4 番の「緑の知識が普及します」というのは少し違うような気がします。ここは、「質の高い教育をみんなに」という目標です。この目標での教育とは、学校教育とかそのような所をまずメインとしているはずで、それを、もっと大勢の方への

様々な知識をという意味合いでこの目標を入れたということ自体は、悪くは無いのかもしれませんが、「緑の知識を普及します」というのは、本来の目標の意味とは何か違うのではないかと思います。また、8番は雇用の創出の話かと思うのですが、働き方の話を無理やりその目標に当てはめていっている感じが、若干感じられます。12番も「つくる責任つかう責任」に、「観光産業が継続します」とあるのはなぜか、と疑問に感じます。観光産業が悪いという意味ではないのですが、この目標によって観光で使われるものが、何かしら作る方も使う方も自然に配慮した物や事ができます、といった文言であれば問題無いと思うのですが。もう少し、工夫が欲しい文章だなという思いがしました。あくまでも英語の目標を和訳した短い文章に、当てはめにきている感じがしてしまいます。それでは意味がないと思うので、もう少し内容を噛み砕いた形で落とせるといいと思います。すみません、私も文章力があるわけでは無いので、文句だけを言っているようで申し訳ないのですが。ゴールがあってその中にターゲットがいくつもあってというものを読んでいったときに、無理やりな感じがしてしまいました。14番の「海の豊かさを守ろう」や15番の「陸の豊かさも守ろう」など、この辺りはいいかと思うのですが。12番のつくる責任つかう責任の所や8番の雇用に関する所も、観光産業の活性化というより、もう一步踏み込んでそれによって多様な仕事が生み出されるというような内容になれば良いと思います。すみません、家に帰ってもう少し考えて、後でメールでもできればと思います。

入江会長：植木委員、ありがとうございます。ここ以外でも、資料2-4、2-5で、今回新たに付け加えられている資料もあります。その辺りも含めて、委員の皆様、何かご意見ありますでしょうか。山内委員、お願いいたします。

山内委員：細かな誤字や脱字、日本語が違うなどについては、一覧表にして事務局に提出しておりますので、そちらでご確認いただきたい。私から2点ほどお願いと確認があります。一点は142頁の所で、緑のレンジャー制度が継続されるのだということは分かったのですが、この審議会でもよく言われていたコーディネーターの配置ですとか育成という記述が無かったので、コーディネーターの配置や育成の記載がされると良いと思いました。緑の学校の項目でそのような人を育成しそうな記述があるのですが、これまで重要であるとして指摘されてきましたが、具体的な検討がされていないので記述が無いのかもしれませんが。それに関連して、116頁の指標の、活動の指標という所で、活動件数や参加人数を指標としますとあったのですが、是非、担い手の育成について目標があるのであれば、そのような形の指標にさせていただいた方が良いと思います。それから160頁以降に、緑地ごとの維持管理の目標(例)ということで、前回の改訂版には無かった、管理する時の目標のようなものが書かれています。これはそれぞれ、このエリアで活動する人には分かりやすくなってすごく良くなったのではないかと思います。全体的に書いてあるレベル感があまり合っていないような気がします。一つ気になったのは、一部の箇所には「ボランティアによる維持管理を進める」と書いてある所もあれば、そのような表現が無い所もあり、その差がなぜなのかと思いました。また、どこだったか、すごく具体的に、六国見山の所は、ササは数十メートル残してくださいという表現があったり、ある所ではすごく細かい表現になっていたりして、そのような所、維持管理目標の所の内容が、統一感が無いと感じました。細かく書いていただくのはすごく分かりやすくて良いと思いつつ、細かな所と大雑

把な所と差が激しいということを感じました。それから 179 頁、具体的な話になってしましますが、源氏山公園の所なのですが、源氏山公園だけに限らずこの全体的な記述内容を見てみると、枯れた木や枝打ちをしましょうとか、記述はあるのですが、特に我々は源氏山公園で主体的に活動をしているものですから、思うことはこの緑政審議会でもお話ししているのですが、特にサクラが枯れてどんどん無くなってきている現状があって。そういった木は倒木して処理します、という記述はあるのですが、そのあとどうするのか、次の世代に向けての補植をするなり、植樹をしていくということへの記述がほとんど見受けられない。是非、枯れた木を切った後、どうしていくのかといったことも記述していただけると、活動しやすいと思いました。もう一つ、活動していく上での視点として、鎌倉らしさである海と富士山の見える眺望を確保するという観点についても、ほとんどの記述が無いので、そういった記述もあると活動の視点としては良いのではないかと思います。私からは以上です。

入江会長：山内委員、ありがとうございました。具体的に管理計画についてのお話を、アドバイスをいただきました。事務局、いかがでしょうか。

後藤みどり担当係長：具体的にご指摘のあった件につきまして、特別緑地保全地区の「ボランティアが入る」といった記載があったり無かったりする件については、現地調査をした上で、平地があったり急な斜面地が無いような緑地については、ボランティアによる維持管理を目指す、という記載をしています。その趣旨が明確に伝わりにくいかと思いますので、分かりやすい書き方を工夫していきたいと考えています。公園の維持管理の方針について、割と大雑把に書いている所と細かく書いている所とある、というご指摘でしたが、今、公園課の方で指定管理者に公園の維持管理をお願いしている、その仕様書などを参考にして記載をしたところですが、ただ、レベル感にばらつきがあるというご指摘はごもっともですので、その辺の書き方は工夫していきたいと思います。最後に、眺望の確保という話がありましたが、眺望の確保については、樹木を切る切らないというところで、ここは切る必要がある、ここは無いというところで、市民の意見が大きく分かれるところですので、その取扱いは丁寧にしていく必要があると思っています。このため、緑の基本計画の中で具体的に急いで記載するというよりは、個別に公園や緑地の維持管理の方針を検討する時に、眺望が要るのかどうか、色々な関係者で話し合いを重ねながら決めていく事項かと思えます。ご了承いただければと思います。

入江会長：私の意見になりますが、個々に特別緑地保全地区や公園の性格が違うことによって、管理の方針もデコボコが出てきてしまうのは致し方ないことなのかもしれません。以前も話したことがあったかもしれませんが、それぞれ何をもってその管理のコンセプトや指針を作っていくかというときに、それぞれの公園に、今も 179 頁以降に載せてあるのですが、例えば、源氏山公園にしても都市計画決定の理由というものが書かれています。そのような中で、源氏山公園というのは市民の慰楽ですとか、あるいは保健に供するという公園です、あるいは先ほどの六国見山森林公園は眺望を大事にする公園ですとか、コンセプトが書かれているので、そこが一つの整備の方針の狙いにもなります。それを保つためにどのような管理をしなくてはいけないか、どのような植物管理が必要か、そこを立てていくということが、一つ、根拠立てになるのではないかと考えます。一方で、先ほど岩田委員が

らもご指摘有りましたが、それぞれ現状認識ができていないじゃないかとの話の中では、確かに特別緑地保全地区では保全の方針はありましても現状認識の項目が無いので、確かに現状認識の項目を入れるということも大事なご指摘かと思っているところです。他は、委員の皆様、いかがでしょうか。押田委員、お願いします。

押田委員：一つは小さいことで、一つは大きいことです。まず、小さいことは、先ほどもご指摘のあった SDGs の話です。少し気になっていたのですが、資料 2-2 の 8 頁において、本計画と関連性があるゴールと、アクションプランからリーディング・プロジェクトの方で、4 章以降の方で出てくるものと合致していないのです。このため、頁を多少変えなくてはならない可能性も出てきてしまうのですが、関連があるものと、本計画による効果というものを、できれば前段に入れてしまっ、もしできるのであれば、その位の改訂ができるのであれば、SDGs とのそれぞれの柱とリーディング・プロジェクトにおける柱の所のアイコンだけとし、見づらいという指摘はしましたが、117、118 頁に示しているように、どのゴールと関連すると明示するのはどうか、というのが一点目です。二点目は、前回、私が指摘したので気になっていた 174、175 頁、生産緑地地区の話です。ここは一応簡単に緑地の保全方針との話は書かれているのですが、今回、今後の方針についてもあらかた触れなくてはならない中で、特定生産緑地の話が一切書かれていないのです。例えば、指定経過について、これまでのことについては書かれているのですが、今後どのように周知していくって、当然、生産緑地というのは今後のことを考えると減る傾向にあるのは確かなのですが、減少のカーブを緩やかにするような試みをしたい、というような話をしても良いのではないかと思います。その辺のお話をお聞かせいただいてもいいですか。長くなり、すいません。

入江会長：押田委員、ありがとうございました。2 点お話をいただきました。事務局いかがでしょうか。

後藤みどり担当係長：特定生産緑地地区に関しては、頁が分かれてしまって分かりにくくなってしまい申し訳ないのですが、127 頁に生産緑地地区・特定生産緑地地区の記載をしています。その中で、方針として「都市農地の保全を図ります」、「生産緑地の積極的な利活用を支援します」など、方向性はこちらの方に記載をしているところです。後ろの方の 174、175 頁につきましては、候補地を記載できるものではないので現状のものをお伝えする内容とし、制度の概要を記載しています。分けて記載している状況です。

永井都市計画課長：生産緑地地区の所は、今、みどり課から説明があったように、127 頁の方針の所に縷々書いてございます。方針の 2 点目は、庁内でよく検討しなくてはならない事項かと考えており、文言は調整しますが、ここに書いてあるように、特定生産緑地地区の制度を、今、正に周知しています。その状況と特定生産緑地制度を併用することで、今ある生産緑地はおおよそ 17ha ありますが、それをだいたい保っていくというのが、基本的な方針です。現行の平成 23 年の緑の基本計画に書いてありますので、その辺をきちんと方針に掲げて、押田先生ご指摘の 174 頁にも文言を追加していければと思います。そのように調整していければと思います。以上です。

押田委員：ありがとうございました。是非ともお願いします。方針の所に書かれていないと、すごく気持ちが悪いので。これはこっち、これはこっちというのは、調整していただければと思

います。すいません、ありがとうございました。

入江会長：他のご意見はありますか。植木委員、お願いします。

植木委員：先ほどのSDGsの追加で、117頁、118頁の図の一番下に、SDGs目標年次と書かれているこの矢印の意味が分かりません。先ほど言うのを忘れました。目標年次と書かれているのであれば、年を入れた方がよいと思います。無いと、なぜここにあるのかわからないと思います。また、先ほど岩田委員から色々と整理の仕方などが細かく書かれているという内容のお話があった中で、140頁の河川環境の整備の備考の欄に、絶滅危惧Ⅱ類であるミズキンバイの分布拡大が見られます、という記述があったり、183頁の維持管理の方針の(1)の最後の行にヨゴレネコノメのとの記載があったり、あまり一般的ではないものの名称がわざわざ入っているのです。これは問題が無いのでしょうかという、素朴な疑問です。これは、岩田委員は何もおっしゃられないので、問題無いのかもしれませんが。あえて、これを入れる必要があるのか、「希少種があります」くらいでもいいのではないかと感じました。以上です。

岩田委員：今の意見に関連することです。先に植木委員に言われてしまったのですが。ヨゴレネコノメの所は、台風被害で一時群落が土砂に埋まってしまったものが復活してきて、現在、公園協会の方が維持管理をしています。色々な配慮をさせていただいています。それで、あえて載せたのかと思っていました。それから、特定外来生物という表現になっていますが、おそらくアゾラ・クリスタータのことだと思いますが、鎌倉市内で急激に今増えています。唯一防除に成功しているのが夫婦池公園なのです。そのような意味でも、もう少しうまく表現してやるといいのではないかと思います。どうしても事務局は受け身になってしまいますが、強調すべきところはもう少しアピールされるのがいいと思います。それから、植木委員の意見に関連するのですが、非常に細かく書いている所もあればそうでない所もあり、これはやむを得ないのですが、どこかで調整を取らなくてはいけないと思います。例えば、一つのあり方としては、先ほど、私は現況の話をしました。もう一つ、最後の所に目標のようなものを設定していただくのが一番いいのだらうと思います。できるかできないかは関係が無いので、どのような方針の先にどのようなことを狙っているのか。それを共通認識として得られるといいかと思います。できればそこに、先ほどヨゴレネコノメが出てきましたが、指標となるものが示せるといいと思います。例えば「ヨゴレネコノメの群落を保全を目的とする」、あるいは、「ゲンジボタルの固有の地域性を保全する上で、一定の個体群を維持管理する」など。それから、「アズマネザサの侵入を阻止する」など、そのようなこともあると思います。それから、もう少し具体的な視点で見ると、例えば186頁に散在ガ池森林公園がありますが、パッと見た感じこれでも良いのですが、現状を全く認識できていない部分があります。例えば具体的な話をすると、散在ガ池森林公園は非常に特殊な整備のされ方がされています。まず県が整備をして、その後市に移管されています。現状では、まず、オシドリの唯一の鎌倉市内での越冬地なのです。そのようなことを配慮した管理ということが、当然出てくるわけです。その一方で、唯一のホシハジロが越冬する場所でもあります。オシドリとホシハジロは食べる物が全く違って、オシドリはドングリを食べます。だから、森林公園としては非常に良い指標になります。一方でホシハジロは非常に汚れた水域で餌を採餌するのが得意な鳥ですので、池の管理は悪いというこ

との指標になってしまいます。そういったことを全く認識できていない。それから、もう一つ、もっと重要なものがある、鎌倉市内で最大のイワタバコの群落があったのです。それが業者かあるいはマニアによって大規模に盗掘を受けた。そういった、保全が全くなされていない。やはり、現状が認識できていないので、当然、管理方針もできていないのです。今後は、緑の質の向上のことを考えると、維持管理が大事というのはやはり向上を目指して欲しいと思います。できれば目標をもう少し簡単でよいので具体的にさせていただくことが必要と思います。それから、基本計画なのであまり細かいことは書けないと思うのです。例えば、このような方向で進めますというのも、一つのベースとしては、緑のレンジャーや緑の学校の修了者を対象にして研修会を開いて、その中で、例えば作業マニュアルのようなものを自分たちで作る研修をする。あるいはチェックリストをどうやって作ったらいいか、そのようなことをやっていって、その積み重ねで具体的に緑の質の向上をできれば良いという気がします。参考までに。

入江会長：植木委員、岩田委員、ありがとうございます。この辺り、かなり細かく示されているわけですが、事務局、何かコメントはありますか。

秋山みどり課長：岩田委員のおっしゃるように、現状認識という形が、今回の基本計画の改定にあたっては、現場の方もいくらか回ってはい入るのですが、我々のレベルのはるか上を行っていただきますので、そういった所は教えていただきながら進めたいと思います。基本計画については、そのような岩田委員や植木委員からのご意見をちゃんと拾い上げて、反映させて、次に生かしていくような仕組を、この中で書ければよいと思います。山内委員のコーディネーターのことや、岩田委員からもずっと長年ご指摘をいただいている、なかなか実現しないということもあるかと思いますが、色々な細かな部分をしっかり反映できるように、仕組を作っていくという、計画の書き方をしたいと思います。細かな所まで書けるかどうか、難しいとは思いますが、アドバイスを頂きながらやっていきたいと思っています。SDGsの方も、目標年次が2030年となっていて、だいたい9年目くらいの所に記載したのですが、このSDGsについても2030年が終わったら、20年の計画の中で終わったらどうしたらいいのだろうという懸念がありまして、努力目標として付けている部分もあるのですが、押田委員がおっしゃるように、最初の頁に目標6水とトイレというのがありますが、リーディング・プロジェクトの方には出てきていないなど、そういったことを合わせながら進めたい。実際に、リーディング・プロジェクトは当てはめにいっているというのは、ご指摘のとおりです。我々の考え方の中で、緑の可能性が色々な目標に関わってくるのだというところを言いたいがために、無理やりつけてしまった、ということもあったかもしれません。そこは、皆さんのご意見を踏まえて、より納得のいくような形にしていきたいと思っています。

入江会長：ありがとうございます。他に、委員の皆様、いかがでしょうか。田中委員、お願いします。

田中委員：細かなことなのですが、186頁の散在が池の所で、色々な木が書かれているのですが、アブキというのをに入れていただきたいです。アブキはあまりなくて、緑の学校でも必ず習う樹木ですので、これを是非入れていただきたいです。また、源氏山公園でウワミズザクラというのが1本ありまして、鎌倉市内でも私の知る限りでは、自然の中ではここに

1本だけだと思います。非常に傷んでいるので、これを何とか元気にするにはどうしたら良いか分かりませんが、色々、ソメイヨシノやサトザクラなど、載っていますので、ウワミズザクラも是非載せていただきたいと思います。

入江会長：ご指摘ありがとうございます。はい、岩田委員。

岩田委員：関連する意見です。最近、生物多様性保全で非常に悩んでいて、私もそれほど昔のことは分からないのですが、過去の経緯が分かっていないことが非常に多くて、保全すべきかそうでないか、非常に悩むわけです。例えば先ほど出てきた。柏尾川のミズキンバイ、これもルーツがどうか分からない。一応保全対象にはしていますが、大元のルーツは、もしかしたらDNAを調べたら全然違うものかもしれない。そうすると、保全してはいけないものを保全していることになる。今、出てきた源氏山公園のウワミズザクラもそうなんです。開園時、私はまだ小学生くらいでしたので、どの木が移植されてどの木が移植されていないか、分からないのです。鎌倉中央公園で観察会を定例でやっているのですが、先日、参加者の方に、この木は公園を整備する時に移植した木だということを解説しました。私がまだ生きていてから分かるのですが、何十年かしてこのハンノキは守らなくてはいけないとか言います人が出てくるかもしれない。そのように、何十年後、何百年後に影響することは、今からやっておかないといけないのではないかと思います。私がデータベースを作ればいいのですが、作ってはありますが必ずしも全部を網羅できない。DNAを調べるわけにもいきませんし。そういった反面、色々な課題を抱えているということ、一応念頭に入れておかないといけない。その上で、現場で維持管理していただくのが良いのかと思います。非常にグレーな部分の生物種が多いのです。実際には、逸失植物とか、皆さんがペットとして飼っていた生き物が出てきたりします。それがまた交雑します。例えば、今回のたたき台には坂ノ下のことはあえて書いていないのですが、本当に大事なものをこのような所に載せてしまうと、マニアが盗掘したり密猟したりするものですから、書けないのです。例えば、ヨモギ類は非常に交雑しやすいものです。もともと種を判定された時の標本が、基準の産地になっているのですが、その基準産地も5年以上前に調べた時に、もう、ユキヨモギが見当たらなかった。交雑種ばかりになっていました。イナムラヨモギという交雑種なのですが、そうすると本当のユキヨモギはどれなのか、分からなくなってしまう。古い情報はあるのですが、その資料を見たことが無いので分かりませんが。もともとの、種として判定したことが正しかったのかということまで、疑いを持たざるを得なくなってしまう。これは学術的な問題なので、しょうがないのしょうけど。そのような、確定しきらない部分というのが当然出てくる。行政としては確認していただいて、それなりの判断をしていただくしかないのかと思います。その辺は、皆さんの叡智を集めるしかないのです。田中委員のように普段歩いている方の意見を集めることが、貴重であると考えています。それが、以前からできていませんでしたので。

田中委員：ミズキンバイは、戸塚駅の鎌倉寄りの橋の下に、大群落となっています。それが流れてきているのだと思います。

岩田委員：はい、それは一応知っています。私は県の河川管理もやっていますので。ルーツは戸塚駅の橋梁の所に最初は出てきて、それがダーっと広がったのです。ただ、急に出てきたものですから、疑っているのです。

入江会長：今、様々な、岩田委員の話も含めて、モニタリングを向上させていくということかと思
います。佐藤委員、お願いします。

佐藤委員：今の岩田委員のご発言と関わって、先ほど、点検をどのようにして行っていくかという
話があったと思います。やはり過去にどのような状態になっていたか、20年前、30年前
どのような状態だったか。そして、現在どうなっているのかの記録を、どのようにして保
存していくか。一般的な行政ですと、文書管理やアーカイブの中で、資料は一定年度管理
されて市民に公開されて、第3者に点検を受けるといった仕組みがあると思います。緑に関
わる情報は、どこでアーカイブ、記録されて、そして第3者に点検を受けるといった仕組みが
整っているのか、その辺を教えてください。そして、過去の姿をどのよう
にして残していったら、それを反省なり未来の社会をどのように作っていくのか、というこ
とも関わってくると思います。そのような記録の保存と、客観的に誰でも情報にアクセ
スできる状態にしておくのが、大きな課題になるのではないかと思います。以上です。

入江会長：今、佐藤委員からもご発言がありましたが、岩田委員と同じ、アーカイブや点検、モニ
タリング、ということかと思えます。その辺りも今後の課題、維持管理上の課題となると
思えます。岩田委員、お願いします。

岩田委員：なかなか情報公開しにくい部分がありまして。先ほど少し言ったのですが、その情報を
利用して業者やマニアが密猟して、それをネット上で転売してということが、ごく普通に
やられている時代です。鎌倉市が平成15年に完了した自然環境調査の中でも、実は初め
てのGISを使ったデータですので、22か所の緑地については、本当にピンポイントで大事
な植物がどれくらい分布しているか、全部データになっています。これは流出するとまず
いので、ネットワークに繋がらないノート型PCに保存されているはずですが、もう10年
以上前のことですので、そのPC自体がもしかしたら動かないのではないかと思います。最近、誰かが
駆動したかどうか、私は知らない。それがどこにあるのかも分かりませんが、公開できるものと
そうでないものが出てくると思います。その辺は難しいところです。そのようなこと自体を、
どうやって誰が管理するのか、そのことも全くできていないので、ご指摘いただいたことを
きっかけとして、今後、検討するのが良いと思います。是非お願いしたいと思えます。それ
から、今日、少し厳しい意見ばかり言ったのですが、良い話も少し載せないと多分だめだ
と思うのです。水系の中に、前回、急遽盛り込んでいただいた、例えば滑川などでアユが
非常に増えています。そのアユのルーツ自体は、どうも琵琶湖の可能性があるので。我々が
子どもの頃は、アユはいませんでした。アユがなぜ増えたのか分かりませんが、温暖化の影
響かもしれませんし、河川の水質の状態が良くなったからかもしれません。色々、総合
的なものがあると思いますが、現状としては、アユは市民の方も非常に好意的に見て
いただけるかもしれないので、身近な川でアユが増えています。ハゼの仲間がこんなに
増えています。あるいは、全体的にカニの仲間は激減してしまっていますが、なぜか真
黒なクロベンケイガニだけは非常に増えています。そのようなことは当然あるわけ
です。先日、みどり課長と少し話をしたのですが、市民に身近な自然を見つめなおして
もらう、そのきっかけになるような市民参加の自然環境調査、あるいは自然環境
チェックのようなものを、少し並行してやれると、また意識が変わってくるかと思
います。是非、頑張ってくださいたいと思えます。提案です。

入江会長：岩田委員、ありがとうございました。他には、時間も押してきましたが、よろしいでしょうか。先ほど、事務局から冒頭に話がありました、資料2-5の話で、気になる所があります。資料2-5の所で、特別緑地保全地区の候補地の指定をいくつか解除するという話の中で、等覚寺地区と上町屋地区で、一部、土地利用が進んでいることや境内地となっていることで、候補地を解除するという話がありました。一方で、明月荘の公園は2頁目では、県の公園整備の方針が無いことから、候補地の位置づけを廃止するという話がありました。そして保全配慮地区に関しては風致地区と重なっている所は外すという話がありました。どちらかという、消極的にも見えてしまう案件と、最後の4頁目は、逆に積極的な、緑化重点地区を広げていくというお話でありました。私が気になって見ていた中では、例えば特別緑地保全地区の候補地の廃止というのは、土地利用が進んでいるからとか境内地となっているからということだけで排除してしまっているものなのかと、気になったところです。境内地だったとしても、特別緑地保全地区には指定できます。一方で、明月荘の公園も、県の公園整備の方針が無いからと言って、候補地を外してしまっているのか。県有地ではあるとのことですが、そのようなことで本当にいいのか、少し疑問に感じているところです。皆様、何か意見はありますでしょうか。岩田委員、お願いします。

岩田委員：今の会長のお話に関連してなのですが、私も少し気になったのですが、上町屋地区は、従来であれば非常に開発も厳しい部分がかかなり含まれていて、そのこともあって、積極的な施策の展開が躊躇されていたのかもしれませんが。一方で、夫婦池公園付近のように、急傾斜地に大規模なマンションや介護施設が造られる傾向が多く、かなり目立ってきています。急傾斜地を含む緑地、特に富士山が見える所は、積極的に保護しないとだめなのではないかと思えます。まだまだ上町屋地区は民有地がありますけど、そのような所でも、今後、どんどん開発されてしまって、非常に景観が変わってしまうのではないかと、そのような恐れがあります。特別緑地保全地区ということもありますが、それ以外の残された緑地、特に景観の面でも考えなくてはいけないと思えます。急傾斜地を保全することを、もう少し積極的に考えて、検討しなくてはいけない時期になっていると思えます。特に都市計画課長によろしくお願いします。

永井都市計画課長：これらの緑地を指定した当時の担当者と担当課長、それから現在の都市計画課長であるということをお答えします。なかなか難しい所なのですが、この上町屋と等覚寺は、それぞれ、個別の話ですので審議会の中で縷々申し上げるのはいかがなものかと思えますが、民有地という中で、この特別緑地保全地区を指定するという調整をしていく中で、ここは外さざるを得なかった所です。審議会の中でも、委員はよくご存じの所で、喧々囂々やった中で、止むを得ず外して指定をしていったという経過があります。都市計画課長の立場で言えば、都市計画を打つということはそれなりの重い判断をしたということです。今、事務局の方で外すという判断をするということもあるのかと思っています。評論家的な話になりましたが、そのようなことです。それから、ついでに申し上げますと、明月荘公園は、これは神奈川県所有地でもって、県整備の公園についての緑の基本計画の協議をしていないので、市の公園整備をする理由が無くなったということの間違いないのではないかと思う所ですが、神奈川県の方で建物が焼けてしまったことで通常の古都保存法の中の緑地として、保っていくという方針を明確に自分の所有地に対して出して

いますので、それをもって公園にする理由が無くなったけど、緑地としては保全されていくということだと承知しています。余分なことまで申し上げましたが、両特別緑地保全地区の区域に入れないということに関しては、都市計画決定の時に判断しているということです。よろしくお願いいたします。

秋山みどり課長：今、都市計画課長から色々申し上げたところですが、最終的に緑の基本計画に載せる時までには、緑地の状況が変わっているか確認しまして、慎重に資料をもって皆様にご判断いただくようにしていきたいと考えています。

入江会長：いずれにしても、今、お話がありましたように、古都保存法で守られるとか、何かしら、廃止という形だけではなくもう少し文言の書き方を変えていってもよいのかと思いました。時間も11時50分を過ぎてしまいました。この辺りで、皆様からのご意見、一通り頂いたということでよろしいでしょうか。今日の資料に対して、まだご意見があるかと思いますが、今後1週間程度を目途として事務局に意見をお寄せいただければと思います。頂いたご意見を基に、事務局でまとめて、私の方でも確認をして、次のステップに進めるようにしていきたいと思えます。よろしいでしょうか。

(全員了承)

入江会長：それでは、報告事項を終了します。

3 その他

入江会長：続きまして、次回の審議会の日程につきまして、事務局からお願いします。

(1) 次回審議会日程調整

秋山みどり課長：次回の審議会開催は、4月以降になり、年度が変わります。したがって、次回の日程につきましては、別途、事務局から各委員に対して、日程調整のご連絡をさせていただきたいと考えております。

入江会長：それでは、次回の、第77回の開催日程については、来年度になりますので、後日、事務局から各委員に日程調整についての連絡を行うこととします。

(全員了承)

(2) 審議会確認事項

入江会長：それでは、本日の次第の最後になります。本日の確認事項を事務局からお願いいたします。

秋山みどり課長：第76回鎌倉市緑政審議会確認事項です。

1 審議事項、(1) 前回会議録の確認、会議録については、岩田委員のご指摘のとおり修正することとした。

2 報告事項、(1) 鎌倉市緑の基本計画の見直しについて、鎌倉市緑の基本計画(たたき台)について事務局から報告を行い、この場でいただいたご意見及び今後寄せられるご意見は事務局で取りまとめ、引き続き検討していくこととした。

3 その他

(1) 次回審議会日程調整、令和3年7月頃の開催について、令和3年4月以降に、日程調整することとした。

当日確認事項としては以上となります。委員の皆様におかれましては、申し上げた内容でご了承いただければと思いますが、ご意見等はございますか。

(意見なし)

入江会長：特にご意見等がなければ、本日の確認事項について、了承ということといたします。それでは、本日の緑政審議会はこれで終了とさせていただきたいと思います。皆様お忙しい中、ありがとうございました。

(終了)